

一人親方労災 特別加入について

加入要件

- ✓ 建設業を営んでいる一人親方（個人事業主）
- ✓ 労働者のいない法人役員
- ✓ 労働者の使用が年間100日未満の事業主
- ✓ 一人親方が行う建設事業に従事する家族の方



労災保険の補償内容

- ✓ 治療は全額無料
怪我が治るまで全額無料で治療が受けられます
- ✓ 仕事を休んだときの補償
休業4日目から働けるようになるまで1日につき給付基礎日額の約80%支給
- ✓ 障害が残ったときの補償
障害補償年金や障害補償一時金が支給されます
- ✓ 死亡事故のときの補償
遺族補償年金や遺族補償一時金とともに葬祭料が支給されます

一人親方労災特別加入に伴う費用

<参考：基礎給付日額・労働保険料>

労働保険料 給付基礎日額 × 365日 × 17/1000

+

事務手数料 月額550円

+

商工会会費 個人事業主：年額6,600円
法人（資本金1,000万円未満）：年額16,200円
法人（資本金1,000万円以上）：年額18,000円

給付基礎日額	年間労働保険料	給付基礎日額	年間労働保険料
20,000円	124,100円	9,000円	55,845円
18,000円	111,690円	8,000円	49,640円
16,000円	99,280円	7,000円	43,435円
14,000円	86,870円	6,000円	37,230円
12,000円	74,460円	5,000円	31,025円
10,000円	62,050円		

高崎市群馬職工組合

☎ 027-373-0237

〒370-3521
群馬県高崎市棟高町983-1



TAKASAKI Gunma-machi

高崎市群馬商工会